

改正 2000.01.21 法律第 6186 号
改正 2001.05.24 法律第 6473 号
改正 2001.12.29 法律第 6552 号
改正 2004.01.29 法律第 7131 号
改正 2005.03.24 法律第 7416 号
改正 2005.03.31 法律第 7428 号
廃止 2006.04.28 法律第 7943 号

「音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律」は、これを廃止する。

附 則(映画及びビデオ物の振興に関する法律第 7943 号)[2006.04.28]

第 1 条 (施行日) この法は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条 (他の法律の廃止等) 「映画振興法」および「音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律」は、各々これを廃止する。但し、「音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律」第 42 条第 3 項 ないし第 6 項、第 50 条ないし第 52 条の規定のうち、正当な権利を持たない者が営利を目的として複製製作した音盤・ビデオ物・ゲーム物の回収・廃棄およびその罰則に関する規定は、2006 年 12 月 31 日までこれを適用する。

参考

改正 2000.01.21 法律第 6186 号
改正 2001.05.24 法律第 6473 号
改正 2001.12.29 法律第 6552 号
改正 2004.01.29 法律第 7131 号
改正 2005.03.24 法律第 7416 号
改正 2005.03.31 法律第 7428 号

第 1 章 総 則

第1条（目的） この法は、音盤・ビデオ物・ゲーム物の質的向上を図って関連産業の振興を促進することにより国民の文化的生活の質を高めて国民経済の発展に資することを目的とする。

第2条（定義） この法で使用する用語の定義は、次の通りである。

1.“音盤”とは、音または音の表現が類型物に固定されて再生し、聞くことができるように製作されたことをいう。但し、音または音の表現が映像と共に固定されたことを除く。

2.“ビデオ物”とは、連続的の映像(音の随伴の可否は逆別しない)が類型物に固定されて再生して見ることができ、またはみて聞くことができるように製作されたことをいう。但し、ゲーム物とコンピュータプログラムによるもの(映画・音楽等の内容物が収録されていないものに限る)を除く。

3.“ゲーム物”とは、コンピュータプログラム等情報処理技術や機械装置を利用して娯楽ができるようにし、またはこれに附随して余暇善用、学習及び運動効果等を高めることができるように製作される映像物及び機器をいう。但し、次の各目の1に該当するものを除く。

イ.他の法令の規定による規律対象となること

ロ.ゲーム物とゲーム物でないものが混在されているものとして文化観光部長官がゲーム物に規律する必要がないものと認めて告示するもの

4.“音盤等製作業”とは、音盤・ビデオ物・ゲーム物を企画製作し、または複製製作する営業をいう。

5.“音盤等配給業”とは、音盤・ビデオ物・ゲーム物を輸入(原版輸入を含む)し、またはその著作権を所有・管理して音盤・ビデオ物・ゲーム物を音盤等販売業者等に供給する営業をいう。

6.“音盤等販売業”とは、音盤・ビデオ物・ゲーム物を消費者に直接販売する営業をいう。

7.“ビデオ物貸与業”とは、ビデオ物を貸与する営業をいう。

8.“ビデオ物視聴提供業”とは、次の各目の1に該当する営業をいう。

イ.ビデオ物鑑賞室業:多数の区画された視聴室とビデオ物視聴機資材を備えビデオ物を公衆の視聴に提供(利用者が直接視聴施設を作動して利用する場合を含む)する営業

ロ.ビデオ物小劇場業:映写幕及び多数の客席とビデオ物視聴機資材を備えビデオ物だけを専用に公衆の視聴に提供する営業

ハ.その外ビデオ物視聴提供業:公衆が宿泊・休憩等の目的に利用する場所でビデオ物視聴機資材を備えビデオ物を公衆の視聴に提供する営業

9.“ゲーム提供業”とは、公衆がゲーム物を利用できるようにこれを提供する次の各目の1に該当する営業をいう。但し、射倅行為等規制及び処罰特例法による射倅器具を備えて射倅行為をする場合と観光振興法によるカジノ業をする場合を除き、ゲーム物と関係のない他の営業を営みながら顧客の誘致または広告等を目的に当該営業所の顧客がゲーム物を利用できるようにする場合において、大統領令が定めるゲーム物の種類及び方法等に該当する場合を除く。

イ.青少年ゲーム場業:全体利用可ゲーム物だけを設置して公衆の利用に提供する営業

ロ.一般ゲーム場業:全体利用可のゲーム物と18才利用可ゲーム物を区分・設置して公衆の利用に提供する営業

10.“マルチメディア文化コンテンツ設備提供業”とは、独立した場所でコンピュータ等必要な機資材を備えゲーム物・映像物等を利用するようにし、または付随的にその外の情報提供物を公衆が利用できるようにする営業をいう。

11.“歌練習場業”とは、演奏者を置かずに伴奏に合せて歌を歌うことができるようにする映像または無影像伴奏装置等の施設を備えて公衆の利用に提供する営業をいう。

12.“複合流通・提供業”とは、第5号乃至第11号に該当する営業中2種類以上の営業を同じ場所で営む営業をいう。

13.“青少年”とは、18才未満の人(初・中等教育法第2条の規定による高等学校に在学中の者を含む)をいう。

第3条(音盤・ビデオ物等関連振興施策の樹立・施行) ①文化観光部長官は、音盤・ビデオ物・ゲーム物と関連した産業の振興のために必要な施策(以下“振興施策”という)を樹立・施行しなければならない。

②振興施策には、音盤・ビデオ物・ゲーム物と関連した次の各号の事項が含まれなければならない。

- 1.振興施策の基本方向
- 2.創作活動の活性化
- 3.輸出促進と関連産業の雇用創出
- 4.関連技術の開発及び技術水準の向上
- 5.流通施設の拡充、流通業体の専門化及び流通構造の改善
- 6.関連産業の振興のため財源確保及び運営
- 7.専門人力者の養成
- 8.関連分野インフラ構築及び集積地の造成・運営
- 9.違法するように製作され、または販売・貸与・配布(以下“流通”という)・視聴または利用に提供となる音盤・ビデオ物・ゲーム物に対する指導・取り締まり
- 10.違法するように製作・流通・視聴または利用に提供となる音盤・ビデオ物・ゲーム物に対する非営利民間団体支援法第2条の規定による非営利民間団体(以下“非営利民間団体”という)の自律監視活動の支援
- 11.その外に関連業者の健全な発展

第4条(振興委員会の設置・運営) ①文化観光部長官は、音盤・ビデオ物・ゲーム物産業の振興施策を効率的に推進するためにそれぞれの振興委員会をおく。

②各振興委員会は、委員長を含む7人以内の委員で構成する。

③各振興委員会の委員は、該当分野に関して専門知識と経験が豊富で徳望がある者の中から文化観光部長官が委嘱する。

④国家は予算の範囲内で振興委員会が推進する事業に必要な経費の全部または一部を補助することができる。

⑤第1項の規定による振興委員会の運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第2章 映像物等級委員会

第5条(映像物等級委員会) 映画・音盤・ビデオ物・ゲーム物及び公演物とその広告・宣伝物(以下“映像物等”という)の倫理性及び公共性を確保し、青少年を保護するために映像物等級委員会(以下“委員会”という)をおく。

第6条(職務) 委員会は、次の各号の事項を審議・議決する。

- 1.映像物等の等級分類及び青少年有害性確認に関する事項

2.映像物等の等級分類にともなう製作・流通・視聴または利用提供可否の確認等等級分類の事後管理に関する事項

3.委員会規定の制定・改正に関する事項

4.映像物等の等級分類の客観性確保のための調査・研究

5.この外この法または他の法令により委員会の職務または権限に規定され、または委託を受けた事項

第7条(構成) ①委員会は、委員長及び副委員長各1人を含んだ15人以内の委員で構成する。

②委員会の委員は、文化芸術・映像物・青少年・法律・教育及び言論分野と非営利民間団体等で従事して専門性と経験がある者の中から大韓民国芸術院法による大韓民国芸術院会長の推薦により大統領が委嘱する者となる。

③委員会の委員は、氏と年齢がつりあうように考慮して構成しなければならないが、委員の選任基準等その構成・運営に関して必要な事項は、委員会規定で定める。

第8条(委員長等) ①委員会の委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

②委員長は、委員会を代表してその業務を総括する。

③委員長がやむをえない事由で職務を遂行することができない時には、副委員長がその職務を代行し、委員長と副委員長が皆その職務を遂行することができない時には委員中年長者の順でその職務を代行する。

④委員長を除いた委員は非常任とする。

第9条(委員の任期) ①委員の任期は3年とし、委員長・副委員長の任期は委員の任期と同じである。

②委員の欠員が生じた時には第7条の規定により補欠委員を委嘱しなければならないが、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

③委員長・副委員長及び委員は、任期が満了された場合にも第7条の規定によりその後任者が選任される時までその職務を行なう。

第10条(議決定足数) 委員会の在籍委員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。但し、第6条第3号に規定され事項は、在籍委員過半数の賛成で議決する。

第11条(会議公開) ①委員会の会議は、委員会の規定が定めるところにより公開する。但し、営業秘密の保護等特別の事情がある場合には委員会の議決で公開せざるを得ない。

②委員会は、委員会規定が定めるところにより会議録を作成しなければならない。

第12条(小委員会等) ①委員会は、第6条第1号に規定された職務遂行と関連して委員会で委任した事項を遂行するようにするために小委員会をおくことができる。

②委員会は、第6条第2号に規定された等級分類の事後管理業務のために事後管理委員会をおく。この場合、非営利民間団体で推薦した者3人以上をその委員に委嘱しなければならない。

③小委員会及び事後管理委員会の構成・運営に関して必要な事項は、委員会規定で定める。

第 13 条(委員待遇及び兼職禁止) ①委員中常任委員に対しては、報酬を支給し非常任委員は名誉職とするが、委員会規定が定めるところにより職務遂行経費等実費を支給することができる。

②常任委員は、委員会規定が定める場合を除いては営利を目的とする他の職務を兼職することができない。

第 14 条(委員の欠格事由) 次の各号の 1 に該当する者は、委員になることができない。

- 1.公務員(教育公務員法による教育公務員及び法官を除く)
- 2.政党法による党员
- 3.国家公務員法第 33 条各号の 1 に該当する者
- 4.その外大統領令が定める者

第 15 条(委員の職務上独立と身分保障) ①委員は、任期中職務上いかなる指示や干渉を受けないものとする。

②委員は、次の各号の 1 に該当する場合を除いては彼の意思に反して免職され、または身分上不利益を受けないものとする。

- 1.第 14 条の欠格事由に該当された場合
- 2.長期間心身上の障害で職務を遂行することができなくなった場合
- 3.職務と関連した刑事事件で起訴になった場合

③委員長は、委員が第 2 項各号の 1 に該当されるようになった場合には大統領に解嘱を建議することができる。但し、第 2 項第 1 号の場合には解嘱を建議しなければならない。

第 16 条(委員会の事後管理業務) ①委員会は、等級分類された映像物等に対する国民世論を定期的に調べて、その結果を等級分類等関連業務遂行に反映しなければならない。

②委員会は、第 6 条第 2 号の規定による等級分類の事後管理業務を遂行するにあつて必要な場合には、第 2 条第 4 号乃至第 12 号の規定による営業をする者(以下“営業者”という)に関連資料の提出を要求することができ違反事項がある場合には、必要な措置を関係機関に建議しなければならない。

第 17 条(事務局) ①委員会の事務を補助するために委員会に事務局をおく。

②委員会に事務局長 1 人をおき、委員長が委員会の同意を得て任命する。

③事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会規定で定める。

第 18 条(委員会規定の制定・改正) ①委員会は、委員会規定を制定・改正しようとする時には 20 日以上の期間を定めて制定・改正案を官報等に予告しなければならず、議決された時にはこれを官報等に掲載・公布しなければならない。

②委員会は、**第 20 条第 7 項**の規定により等級分類の基準を定め、またはこれを変更しようとする場合には、青少年団体・非営利民間団体・学界または産業界等の意見を収斂しなければならない。

第 19 条(国庫支援) ①委員会の運営に必要な経費は、国庫で補助することができる。

②国庫予算が伴う委員会の事業計画等は、あらかじめ文化観光部長官と協議しなければならない。

第3章 等級分類

第20条(等級分類) ①ビデオ物及びゲーム物を流通し、または視聴或いは利用提供の目的に製作または配給しようとする者は、あらかじめ当該ビデオ物またはゲーム物の内容に関して委員会に等級分類を申請して等級分類を受けなければならない。但し、次の各号の1に該当するビデオ物またはゲーム物の場合には、この限りでない。

- 1.代価を受け取らず特定の場所で青少年が含まれていない特定人を対象にして視聴提供となるビデオ物
- 2.文化観光部長官または関係部署長官が推薦する映像物大会、展示会等で上映し、または利用提供されるビデオ物及びゲーム物
- 3.公共の目的で製作・配給し、または等級分類が必要でない場合等大統領令が定めるケースに該当されるビデオ物及びゲーム物

②第1項の規定によりビデオ物の等級分類を申請する者は、そのビデオ物の製作または配給に関する正当な権利を有した者であることを証明する書類を備えて等級分類を申請しなければならない。

③ビデオ物及びゲーム物の等級は次の各号の通りである。但し、ゲーム物の場合には第2号の等級分類基準にかかわらず申請人の要請により全体利用可・12才利用可・15才利用可及び18才利用可等級に分類することができてこの場合、等級分類の基準は第1号のビデオ物の基準を準用する。

1.ビデオ物の等級

- イ.全体観覧可:誰でも観覧できるもの
- ロ.12才観覧可:12才未満の人は観覧できないもの
- ハ.15才観覧可:15才未満の人は観覧できないもの
- ニ.18才観覧可:青少年は観覧できないもの

2.ゲーム物の等級

- イ.全体利用可:誰でも利用できるもの
- ロ.18才利用可:青少年は利用できないもの

④委員会は、射倖性がひど過ぎるものとして第3項の規定による等級が附与できないと認めるゲーム物に対しては、利用不可の決定をすることができる。

⑤委員会は、等級分類をするにあつてビデオ物またはゲーム物の内容が第35条第2項各号の1に該当されると認める場合、またはゲーム物の射倖性の可否を判断するために必要だと認める場合には、十分な内容検討のために3月以内の期間を定めて等級分類を保留することができる。

⑥委員会は、等級分類の決定をした場合には、該当等級を記載した等級分類済み証を申請人に交付しなければならない。

⑦第1項乃至第6項の規定による等級分類、利用不可、等級分類保留の基準及び手順と等級分類済み証の交付手順等に関して必要な事項は、委員会規定で定める。

第20条の2(等級分類免除対象の事前確認等) ①第20条第1項第3号の規定により大統領令が定めるビデオ物のうち等級分類を受けたビデオ物を同一な内容のほかのビデオ物に製作し、またはほかのビデオ物に製作したことを配給しようとする者(以下、この条で“製作者等”という)は、その製作または配給に関する正当な権利を有した者である

ことを証明する書類を備えて等級分類を受けたビデオ物と同一な内容であるのか否かを委員会から予め確認を受けなければならない。但し、製作者等が等級分類を受けたビデオ物を同一な内容のほかのビデオ物に製作し、または配給する権利があることを等級分類申請時に委員会から確認を受けた場合には、この限りでない。

②委員会は第1項の規定により正当な権利者であるのか否か及び同一な内容であるのか否かを確認した場合には、製作者等に確認済証を発給しなければならない。

③第1項及び第2項の規定による事前確認手続及び確認済証の発給等に関して必要な事項は委員会の規定に定める。

[本条新設 2004.1.29]

第20条の3(等級分類等の取消) 委員会は正当な権利を有しない者がうそまたは不正な方法で第20条第1項の規定による等級分類または第20条の第1項の規定による等級分類免除対象の事前確認を受けた場合には、当該等級分類または事前確認を取消さなければならない。

[本条新設 2004.1.29]

第21条(違法のビデオ物・ゲーム物の販売禁止等) ①誰でも第20条第1項の規定により等級分類を受け取らなかったビデオ物、またはゲーム物や等級分類を受けたビデオ物またはゲーム物と他の内容のものを製作・流通・視聴または利用に提供してはならない。

②誰でも等級分類を受けたビデオ物またはゲーム物を第20条第3項各号の等級区分に違反して視聴または利用に提供してはならない。

③誰でも第20条第4項の規定により利用不可の決定を受けたゲーム物を製作・流通し、または利用に提供してはならない。

④誰でも第20条第6項の規定による等級分類済み証を委員会規定が定めるところにより当該ゲーム物に付着しなかった状態でこれを流通または利用に提供してはならない。

⑤第20条第6項の規定により交付される等級分類済み証は、第33条の規定による営業の承継の場合を除いてはこれを売買または贈与してはならない。

第22条(青少年利用不可音盤の決定) ①委員会は、音盤の内容がエログロまたは暴力的だとか射幸心を助長する恐れがあつて青少年の健全な人格形成を阻害するものと認められる場合には、職権により、または音盤等製作者または音盤等配給業者の申請により青少年利用不可音盤に決定することができる。

②委員会は、第1項の規定により青少年利用不可音盤に決定した場合には、音盤等製作者または音盤等配給業者にこれを通知してコンピュータ通信等を利用して広く知らせなければならない。

③第2項の規定により通知を受けた者は、大統領令が定めるところに従つて当該音盤に青少年利用不可表示をしなければならない。

④誰でも第1項の規定による青少年利用不可音盤決定を受けた音盤を青少年に流通し、または不特定多数人が出入する場所でこれを再生して聞くことができるようにしてはならないなる。

⑤第1項の規定による決定の基準及び手続等に関して必要な事項は、委員会規定で定める。

第 23 条(等級の再分類等) ①第 20 条の規定による等級分類・利用不可または等級分類の保留に関する決定や第 22 条の規定による青少年利用不可音盤に関する決定に対し異議がある者は、その決定の通知を受けた日から 30 日以内に具体的な事由を明示して委員会に異議申立をして等級分類を再を受け、または青少年が利用不可音盤決定の取消等を受けることができる。

②委員会は、第 1 項の規定による申請を受けた時にはこれを審査して申請に理由がある場合には、申請書受付日から 15 日以内に等級分類を再び行い、または利用不可決定・等級分類の保留決定または青少年利用不可音盤決定を取消しなければならず、理由がない場合には理由なきことを通知しなければならない。

③第 1 項の規定による申請の手順及び方法等に関して必要な事項は、委員会規定で定める。

第 24 条(等級分類等の通知) 委員会は、次の各号の 1 に該当する決定または審議・決定等を音盤・ビデオ物・ゲーム物に対し指導・取り締まり権限がある行政機関と第 43 条の規定による協会または団体に書面で通知しなければならず、コンピュータ通信等を利用してこれを広く知らせなければならない。

1. 第 20 条第 1 項・第 4 項及び第 5 項の規定による等級分類・利用不可及び等級分類の保留に関する決定
2. 第 22 条第 1 項の規定による青少年利用不可音盤の決定
3. 第 23 条の規定による異議申立に対する審議・決定等

第 25 条(資料提出の要請) 委員会は、第 20 条・第 22 条及び第 23 条の規定による業務遂行のために必要な場合には、等級分類等を申請した者に対し関連資料の提出を要求することができる。

第 4 章 営業の申告・登録・運営

第 26 条(音盤等製作等の申告) ①音盤等製作業及び音盤等配給業を営もうとする者は、**特別市長・広域市長または道知事(以下「市・道知事」という)**に申告しなければならない。但し、音盤・ビデオ物・ゲーム物を製作する場合として次の各号の場合を除く。

1. 国家または地方自治体が製作する場合
2. 法令により設立された教育機関または研修機関が自体教育または研修の目的で使用するために製作する場合
3. 放送法による放送事業者が放送の目的に使用するために製作する場合
4. 政府投資機関管理基本法第 2 条の規定による政府投資機関または政府支援機関がその事業の広報に使用するために製作する場合
5. 冠婚葬祭または宗教意識等の行事を記念に残すための目的で製作する場合。但し、公衆に流通し、または視聴或いは利用に提供する場合を除く。
6. その外大統領令が定める場合

②青少年ゲーム場業を営もうとする者は、文化観光部令が定める施設を備え市長・郡守または区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ)に申告しなければならない。

③削除

④第 1 項及び第 2 項の規定による申告の手順及び方法等に関して必要な事項は文化観光部令で定める。

第 27 条(ビデオ物視聴提供業等の登録) ①ビデオ物視聴提供業、一般ゲーム場業または歌練習場業を営もうとする者は、文化観光部令が定める施設を備えて市長・郡守または区庁長に登録しなければならない。

②第 1 項の規定による一般ゲーム場業を営もうとする者は、18 才利用可ゲーム物を大統領令が定める比率以上設置・運営してはならない。この場合、観光振興法によるホテル業及び遊園施設業で一般ゲーム場を営む場合には、その設置比率を別途定めることができる。

③第 1 項の規定による登録の手順及び方法等に関して必要な事項は、文化観光部令で定める。

第 28 条(複合流通・提供業の申告及び登録) ①申告対象営業だけを含み、または申告対象営業と申告・登録対象でない営業を含む複合流通・提供業を営もうとする者は、文化観光部令が定める施設を備えて市長・郡守または区庁長に申告しなければならない。但し、施設基準を要しない営業だけを含む複合流通・提供業を営もうとする場合には施設基準を備えなくともよい。

②登録対象営業を含む複合流通・提供業を営もうとする者は、文化観光部令が定める施設を備えて市長・郡守または区庁長に登録しなければならない。

③第 1 項及び第 2 項の規定による申告及び登録の手順・方法等に関して必要な事項は文化観光部令で定める。

第 29 条(営業の制限) 次の各号の 1 に該当する時には、第 26 条乃至第 28 条の規定による申告または登録することができない。

1. 第 39 条第 1 項の規定により**営業の閉鎖命令**または登録の取消処分を受けた後 1 年が経過されず、または停止処分を受けた後その期間が終了ならなかった者(法人の場合にはその代表者または役員を含む)が同じ業種をまた営もうとする時

2. 第 39 条第 1 項の規定により**営業の閉鎖命令**または登録の取消処分を受けた後 1 年が経過されず、または停止処分を受けた後その期間が終了にならなかった場合に同じ場所で同じ業種を営もうとする時(音盤等製作業を除外)

第 30 条(申告証・登録証の交付) 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第 26 条乃至第 28 条の規定による申告を受け、または登録をした場合には文化観光部令が定めるところより申請人に申告証または登録証を交付しなければならない。

第 31 条(申告または登録事項の変更) ①第 26 条乃至第 28 条の規定により申告または登録をした者が文化観光部令が定める重要事項を変更しようとする場合には、市・道知事または市長・郡守・区庁長に変更申告をしなければならない。

②市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定により変更申告をした場合には文化観光部令が定めるところにより申告証または登録証を更新して交付しなければならない。

第 32 条(流通関連業者の遵守事項) 第 2 条第 8 号乃至第 12 号の規定による営業(複合流通・提供業の場合には、第 8 号乃至第 11 号に該当する営業が含まれた営業に限る)を営む者(以下“流通関連業者”という)は次の各号の事項を守らなければならない。

1. 営業所内の火災または安全事故予防のため措置をとること

2.ゲーム提供業者は、ゲーム物を利用して賭博その他の射倖行為をさせ、またはこれを行うように放置させないこと
3.ゲーム提供業者は射幸性を助長させ、または青少年に害なる影響を及ぼすことのできる次の各目に該当する景品提供行為をしないこと

イ.文化観光部長官が定めて告示する種類外の景品を提供する行為

ロ.文化観光部長官が定めて告示する方法によらずに景品を提供する行為

4.一般ゲーム場業者は、全体利用街ゲーム物と18才利用可ゲーム物を区分して備え置き・管理しなければならず、18才利用可ゲーム物の備え場所には青少年の立入禁止表示をすること

5.ゲーム提供業者または**マルチメディア文化コンテンツ設備提供業者**は、青少年が利用できるゲーム物及びコンピュータ設備等に淫ら物が遮断できるプログラムまたは装置を設置しなければならず、青少年に18才利用可ゲーム物を利用できるように提供しないこと。但し、淫ら物遮断プログラムまたは装置の設置においてはこれを設置する必要がない場合には、この限りでない。

6.ビデオ物小劇場業者・ゲーム提供業者・歌練習場業者及び**マルチメディア文化コンテンツ設備提供業者**は、当営業場所に大統領令が定める出入時間外に青少年を出入させないこと。但し、保護者等青少年を指導・監督できる地位にある人を同伴し、または彼の出入同意書を受けた場合その他大統領令が定める場合には、この限りでない。

7.歌練習場業者及びビデオ物鑑賞室業者は、酒類を販売・提供する行為、接待婦を雇用・斡旋する行為、淪落行為または淫らな行為をするようにせしめ、またはこれを斡旋・提供する行為をしないこと

8.健全な営業秩序の維持等に関して大統領令が別途定める事項を遵守すること

第33条(営業及び行政制裁処分の承継等) ①営業者(音盤等販売業者及びビデオ物貸与業等申告または登録対象でない営業を営む者を除く。以下この項、第2項、第34条及び第39条第2項で同じ)がその営業を譲渡し、または死亡した時またはその法人の合併がある時にはその譲受人・相続人または合併後存続する法人でも合併により設立される法人は、大統領令が定めるところによりその営業者の地位を承継する。

②民事執行法による競売、**債務者再生及び破産に関する法律**による換価や国税徴収法・関税法または地方税法による差押さえ財産の売却その外これに準ずる手順に従って営業者の施設・器具(大統領令が定める主要施設器具をいう)の全部を引受けた者はその営業者の地位を承継する。

③営業者がその営業を譲渡し、または死亡した時または法人の合併がある時には、従前の営業者に対し第39条第1項各号の違反を事由に行なった行政制裁処分の効果はその処分期間が満了になった日から1年間譲受人・相続人または合併後新設され、または存続する法人に承継され、行政制裁処分の手順が進行中の時には譲受人・相続人または合併後新設され、または存続する法人に対し行政制裁処分の手順が進行中の時には譲受人・相続人または合併後新設され、または存続する法人が譲受けまたは合併時にその処分または違反事実を知っていなかったことを証明する時には、この限りでない。

④**営業者がその営業を廃止した後に従前の営業者、その配偶者または直系血族(以下、“親族等”という。)がその営業場所で同じ営業を営むする時には従前の営業者に対する第39条第1項の規定による行政制裁処分の効果はその処分期間が満了された日から1年間親族等に承継され、行政制裁処分の手順が進行中であるときには、親族等に対して行政制裁処分の手順を続行することができる。但し、親族などがその営業を営むるときにその処分または違反事実がわからなかったことを証明するときには、この限りでない。**

第34条(廃業及び職権抹消) ① 営業者が営業を廃止した時には、廃止日から7日以内に申告証または登録証を返却しなければならない。

② 営業者が第1項の規定により申告証または登録証を返納しない場合には市・道知事または市長・郡守・区庁長は文化観光部令が定めるところにより閉業した事実を確認した後、申告または登録事項を職権で抹消することができる。

第5章 音盤・ビデオ物等の輸入・表示及び広告

第35条(音盤輸入等の推薦) ① 外国で製作され音盤(音盤の原版を含む。以下“外国音盤”という)を営利の目的で輸入し、または外国音盤を国内で製作しようとする者は、大統領令が定める場合を除いては委員会の推薦を受けなければならない。

② 委員会は、次の各号の1に該当する外国音盤に対しては第1項の規定による推薦をしてはならない。

1. その内容が憲法の民主的基本秩序に違反し、または国家の権威を損傷する恐れがあるもの
2. 暴力・淫ら等の過度な描写で美風良俗を害し、または社会秩序を淫乱にする恐れがあるもの
3. 民族の文化的主体性等を毀損して国益を害する恐れがあるもの

③ 第1項の規定による推薦に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第36条(搬入禁止) 誰でも第35条第2項第1号乃至第3号に該当する外国音盤・ビデオ物・ゲーム物を搬入(営利を目的とせず国内にとり入れることをいう)してはならない。

第37条(表示義務) ① 営利の目的で音盤・ビデオ物・ゲーム物を製作または輸入し、またはこれを複製する者は、当該音盤・ビデオ物・ゲーム物ごとに製作または輸入し、またはこれを複製した者の商号(図書に附随される音盤・ビデオ物・ゲーム物の場合には出版社の商号をいう)及び第20条第1項の規定により分類された等級(音盤の場合を除く)等を表示しなければならない。

② 第1項の場合に類型物に固定されていないゲーム物においてはその利用者が接することができる映像資料の前部に当該ゲーム物の等級を表示するが、18才利用可ゲーム物の場合には青少年保護のための警告文を掲載しなければならない。

③ 第1項及び第2項の規定により表示すべき事項及び表示方法等に関して必要な事項は、委員会規定で定める。

第38条(広告・宣伝の制限等) ① 誰でも青少年保護法第10条の基準により青少年に有害な音盤・ビデオ物・ゲーム物に関する広告・宣伝物を配布・掲示してはならない。

② 誰でも青少年利用不可決定を受けた音盤を青少年が利用できるものと表示し、または等級分類を受けたビデオ物またはゲーム物の内容と他の内容や等級を表示した広告・宣伝物を配布・掲示してはならず、ゲーム提供業の場合に射倖行為と賭博がなされる場所に誤認され得る屋外広告物を設置してはならない。

③ 青少年が観覧・利用することができないビデオ物・ゲーム物に関する広告や宣伝物を配布または掲示しようとする者は配布または掲示前に委員会から青少年に対する有害性の可否を確認を受けなければならない。

④ 削除

⑤削除

⑥第3項の規定による有害性可否の確認に関して必要な事項は、委員会規程で定める。

第6章 登録取消等の行政措置

第39条(登録取消等) ①市・道知事または市長・郡守・区庁長は営業者が次の各号の1に該当する時にはその営業の閉鎖命令または登録の取消処分を行い、または6月以内の期間を定めて当該営業の停止を命じることができる。

但し、第1号または第7号に該当する時には営業を閉鎖を命じ、または登録を取消しなければならない。〈改正 2004.1.29、2005.03.24〉

- 1.虚偽のほか不正な方法で申告または登録をした時
- 2.第21条第2項の規定を違反してビデオ物またはゲーム物を視聴または利用に提供した時
- 3.第26条乃至第28条の規定による施設基準に違反した時
- 4.第31条の規定による変更申告をしなかった時
- 5.第32条の規定による営業者遵守事項を違反した時
- 6.第42条第3項各号の1に該当する音盤・ビデオ物・ゲーム物を製作・流通・視聴または利用に提供し、またはこのために陳列・保管した時

7.営業の停止命令を違反して営業を継続した時

- ②第1項の規定により営業の閉鎖命令または登録の取消処分を受けた営業者は、その処分の通知を受けた日から7日以内に申告証または登録証を返却しなければならない。
- ③第1項の規定による行政処分の基準等に関して必要な事項は、文化観光部令で定める。

第40条(課徴金賦課) ①市長・郡守または区庁長は流通関連業者が次の各号の1に該当して営業の停止処分をなすべき時には、大統領令が定めるところによりその停止処分に代えて3千万ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

- 1.第26条乃至第28条の規定による施設基準を違反した時
 - 2.第32条第5号・第6号及び第8号の規定に違反した時
- ②市長・郡守または区庁長は、第1項の規定による課徴金を納付すべき者が納付期限までこれを納付しなかった時には、地方税滞納処分の例によりこれを徴収する。
- ③第1項乃至第2項の規定により課徴金に徴収した金額は、徴収主体が使用するが、次の各号の用途の外の用途にはこれを使用することができない。
- 1.健全な音盤・ビデオ物・ゲーム物の製作及び流通
 - 2.音盤・ビデオ物・ゲーム物の有害環境改善
- ④第1項の規定により課徴金を賦課する違反行為の種別・程度等にもなう課徴金の金額及び第3項の規定による課徴金徴収額の使用手順等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第41条(聴聞) 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第39条の規定による営業の閉鎖命令または登録の取消をしようとする場合には聴聞を実施しなければならない。<改正 2004.1.29、2005.03.24>

第42条(閉鎖及び撤去) ①市・道知事または、市長・郡守・区庁長は第26条乃至第28条の規定による申告または登録をせずに営業をする者と第39条第1項の規定による営業の閉鎖命令または登録の取消処分を受けた者が継続して営業をする時には、関係公務員をしてその営業所を閉鎖するために次の各号の措置をとるようにすることができる。<改正 2004.1.29、2005.03.24>

- 1.当該営業または営業所の看板そのほかの営業表紙物の除去・削除
 - 2.当該営業または営業所が違法したことを知らせる掲示物の付着
 - 3.営業のために必要な器具または施設物を使用できないようにするは封印
- ②第1項の措置をとるにあつては、あらかじめ当該業者またはその代理人に書面でこれを知らせなければならない。但し、急迫した事由がある場合には、この限るでない。
- ③文化観光部長官、市・道知事または市長・郡守・区庁長は次の各号の1に該当する音盤・ビデオ物・ゲーム物を発見した時には、関係公務員をしてこれを収去し廃棄させることができる。
- 1.第20条第4項の規定による利用不可決定を受けたゲーム物
 - 2.第20条第5項の規定による等級分類が保留となったビデオ物及びゲーム物
 - 3.第21条第1項の規定による等級分類を受けず、または等級分類を受けたものと他の内容のビデオ物またはゲーム物
 - 4.第26条の規定による申告をせずに、または第35条の規定による推薦を受けなかった者が営利の目的に製作し、または輸入した音盤・ビデオ物・ゲーム物
 - 5.第36条の規定により搬入が禁止された音盤・ビデオ物・ゲーム物
 - 6.正当な権利を持たなかった者が営利の目的に複製製作した音盤・ビデオ物・ゲーム物
- ④第3項の規定により関係公務員が当該音盤・ビデオ物・ゲーム物を収去した時には、その所有者または占有者に収去証を交付しなければならない。但し、収去証の引受けを拒否した場合には、この限りでない。
- ⑤文化観光部長官または市長・郡守・区庁長は、第3項の規定により関係公務員が収去・廃棄をするにあつて必要な時には第43条の規定による協会または団体に協調を要請することができる。
- ⑥第1項及び第3項の規定により掲示物の付着・封印・収去・廃棄等の処分をする関係公務員や協会または団体の役職員は、その権限を表示する証票を所持してこれを関係人に見せなければならない。

第7章 補 則

第43条(協会等の設立) ①業者は、営業の健全な発展のために協会または団体を設立することができる。

②協会または団体は法人とする。

③協会または団体を設立しようとする者は、文化観光部長官または関係部署長官の許可を受けなければならない。

④協会または団体は音盤・ビデオ物・ゲーム物の製作及び流通秩序が健全に維持できるように努力しなければならない。

⑤協会または団体に対し、この法に規定されていない事項に関しては民法中の社団法人に関する規定を準用する。

第44条(流通関連業者の教育) 市長・郡守・区庁長は、音盤・ビデオ物・ゲーム物の健全な流通秩序確立のために必要であると認める場合には、大統領令が定めるところにより流通関連業者に対し必要な教育を受けさせることができる。

第45条(模範流通関連業者の支援) ①市長・郡守・区庁長は第3条の振興施策を推進するにおいて必要な場合には、模範的の流通関連業者を指定して必要な支援をすることができる。

②第1項の規定による指定基準及び手順等に関して必要な事項は、文化観光部令で定める。

第46条(手数料) ①次の各号の1に該当する申告をする者は、文化観光部令が定めるところにより手数料を納付しなければならない。

- 1.第26条第1項の規定による音盤等製作業または音盤等配給業の申告
- 2.第31条第1項の規定による音盤等製作業または音盤等配給業の変更申告

②次の各号の1に該当する申請をし、または申告をする者は市・郡・区(自治区をいう)の条例が定めるところにより手数料を納付しなければならない。

- 1.第27条第1項の規定によるビデオ物視聴提供業、一般ゲーム場業または歌練習場業の登録申請
- 2.第28条の規定による複合流通・提供業の申告または登録申請
- 3.第31条第1項の規定によるビデオ物視聴提供業、一般ゲーム場業、歌練習場業または複合流通・提供業の変更申告

③次の各号の1に該当する申請をする者は文化観光部長官の承認を得て委員会が定める手数料を納付しなければならない。

- 1.第20条第1項の規定によるビデオ物またはゲーム物の等級分類の申請
- 2.第23条第1項の規定による等級再分類等の申請
- 3.第35条第1項の規定による輸入推薦の申請

第47条(権限の委託) ①削除

②この法の規定による市・道知事および市長・郡守・区庁長の権限中、次の各号の事項に関する権限は大統領令が定めるところにより委員会や第43条の規定による協会または団体に委託することができる。

- 1.削除
- 2.第44条の規定による流通関連業者に対する教育
- 3.その外大統領令が定める事項

第48条(罰則適用における公務員擬制) 委員会の委員・職員と小委員会の委員・事後管理委員会の委員、文化観光部長官が第47条の規定により委託した業務に従事する協会または団体の役職員は、刑法そのほかの法律による罰則の適用においてはこれを公務員とみなす。

第8章 罰 則

第49条(罰則) ①次の各号の1に該当する者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1.第21条第3項の規定に違反した者
- 2.第32条第2号の規定に違反した者
- 3.第42条第1項各号の規定による措置を受けてこれを違反し営業をした者

②第1項第1号の規定に該当する者が所有または占有する利用不可の決定を受けたゲーム物とその製作に直接使われた機資材及び製作に使用できる刷物は、これを没収し没収が不可能な時にはその価額を追徴する。

第50条(罰則) 次の各号の1に該当する者は、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。

1.ビデオ物に関する正当な権利を有しなかった者としてうそまたは不正な方法で第20条第1項の規定による等級分類または第20条の2第1項の規定による等級分類免除対象の事前確認を受けた者

- 1の2.第21条第1項・第4項または第5項の規定に違反した者
- 2.第27条第1項または第28条第2項の規定に違反して登録をせずに営業をした者
- 3.第32条第3号の規定に違反した者
- 4.第32条第4号の規定に違反して全体利用可ゲーム物と18才利用可ゲーム物を区分して備え・管理しない者
- 5.第32条第6号または第7号の規定に違反した者
- 6.第35条第1項の規定による推薦を受けずに外国音盤を営利の目的に輸入または、国内製作し、または不正な方法で推薦を受けた者

7.第39条第1項の規定による営業の停止命令を違反して営業を継続した者(第27条第1項または第28条第2項の規定による営業の登録をした者に限る。)

8.第42条第3項第2号、第4号乃至第6号の規定に該当する音盤・ビデオ物・ゲーム物を製作・流通・視聴または利用に提供し、またはその目的に陳列・保管した者

第51条(罰則) 次の各号の1に該当する者は、1千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1.第26条または第28条第1項の規定に違反して申告をせずに営業をした者
- 2.第27条第2項の規定に違反した者
- 3.第36条の規定に違反して外国音盤・ビデオ物・ゲーム物を搬入した者
- 4.第38条第3項の規定による有害性の可否を確認を受けずに広告や宣伝物を配布または掲示した者
- 5.第39条第1項の規定による営業の停止命令を違反して営業を継続した者(第26条または第28条第1項の規定による営業の申告をした者及びマルチメディア文化コンテンツ設備提供者に限る。)
- 6.第42条第1項または第3項の規定による関係公務員の措置を拒否・妨害または忌避した者

第52条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人・使用人その他の従業員がその法人または個人の業務に関して第49条乃至第51条の規定による違反行為をした時には、行為者を罰する他にその法人または個人に対しても各該当規定の罰金刑を科する。

第53条(過怠金) ①次の各号の1に該当する者は5千万ウォン以下の過怠金に処する。

- 1.第21条第2項の規定に違反した者
- 2.第22条第4項の規定に違反した者
- 3.第32条第5号の規定に違反して淫ら物を遮断するプログラムまたは装置をしなかった者。
- 4.第38条第1項または第2項の規定に違反した者

②次の各号の1に該当する者は、1千万ウォン以下の過怠金に処する。

- 1.第22条第3項の規定に違反して青少年利用不可音盤の表示をしなかった者
- 2.第31条第1項の規定に違反して変更申告をしなかった者
- 3.第32条第4号の規定に違反して青少年の立入禁止表示をしなかった者
- 4.第37条第1項及び第2項の規定に違反した者
- 5.第44条の規定に違反して教育を受けなかった者

③第1項及び第2項の規定による過怠金は、大統領令が定めるところにより市・道知事または市長・郡守・区庁長(以下“賦課権者”という)が賦課・徴収する。

④第3項の規定による過怠金処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を提起することができる。

⑤第3項の規定により過怠金の処分を受けた者が第4項の規定による異議を提起した時には、賦課権者は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた法院は非訟事件手続法による過怠金の裁判をする。

⑥第4項の規定による期間内に異議を提起をせずに過怠金を納付しなかった時には、**地方税滞納処分**の例によってこれを徴収する。

附 則

第1条(施行日) この法は公布後4月が経過した日から施行する。但し、附則第6条の改正規定は公布した日から施行する。

第2条(有効期間) 第26条第3項の改正規定は、2001年12月31日まで効力を持つ。

第3条(登録営業に関する経過措置) ①この法施行当時従前の規定により登録した音盤・ビデオ物・ゲーム物製作者及び音盤・ビデオ物・ゲーム物配給業者は、第26条第1項の改正規定により申告した音盤等製作者及び音盤等配給業者と見る。但し、この法施行後3月以内に文化観光部令が定めるところにより第30条の改正規定による申告証を交付受けなければならない。

②この法施行当時従前の規定により登録をし、または指定を受けたゲーム提供者または総合ゲーム場業者はこの法施行後3月以内にその選択により文化観光部令が定めるところにより第26条第2項・第3項または第27条第1項の改正規定による青少年ゲーム場業者や、マルチメディア文化コンテンツ設備提供者または一般ゲーム場業者の申告または登録をしなければならない。この場合、市長・郡守・区庁長は第30条の改正規定による申告証または登録証を交付する。

③この法施行当時従前の公演法第9条の規定により公演場業の登録をしてビデオ物を専用に上映する者は、この法施行後3月以内に文化観光部令が定めるところにより第2条第8号ロ目及び第27条第1項の改正規定によるビデ

オ物小劇場業の登録をしなければならない。この場合、市長・郡守・区庁長は第30条の改正規定による登録証を交付する。

第4条(ビデオ物及びゲーム物に関する経過措置) ①この法施行当時従前の規定により全体利用可、12才利用可、15才利用可または18才利用可等級を附与受けるビデオ物は、各々第20条第2項第1号の改正規定による全体観覧可、12才観覧可、15才観覧可または18才観覧可に該当する等級を附与受けたものとみなす。

②この法施行当時従前の規定により12才利用可または15才利用可等級を附与受けたゲーム物は、第20条第2項第2号各目の改正規定による全体利用可に該当する等級を附与受けたものとみなし、従前の規定により18才利用可等級を附与受けたゲーム物は、第20条第2項第2号目目の改正規定による18才利用可に該当する等級を附与受けたものとみなす。

第5条(映像物等級委員会に関する経過措置) ①この法施行当時従前の公演法第17条の規定により設置された映像物等級委員会は、この法第5条の規定により設置された映像物等級委員会とみなす。

②この法施行当時在任中の映像物等級委員会の委員はこの法により委嘱されたものとみなすが、その任期は従前の公演法により委嘱された日から起算する。

③この法施行当時在職中の映像物等級委員会の職員は、この法による映像物等級委員会の職員とみなす。

④この法施行当時従前の映像物等級委員会が行なった等級分類等の行為または映像物等級委員会に対し行なった申請等の行為は、この法による映像物等級委員会の行為または映像物等級委員会に対する行為とみなす。

第6条(等級分類等に関する経過措置) 法律第5925号音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律の施行当時従前の公衆衛生法の規定により検査を受けたゲーム物は、同法附則第5条の規定にかかわらず2001年8月7日まで等級分類を申請しなければならない。

第7条(罰則等に関する経過措置) この法施行前の行為に対する罰則または過怠金の適用においては、従前の規定による。

第8条(他の法律の改正) ①公演法中、次の通り改正する。第5条第3項中“第17条”を“音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律”とする。第5章(第17条乃至第30条)を削除する。第37条第2項及び第38条を各々削除する。

②風俗営業の規制に関する法律中、次の通り改正する。第2条第4号中“ゲーム提供業”を“一般ゲーム場業(一般ゲーム場業者含んだ複合流通・提供業を含む)”とする。

第9条(他の法令との関係) この法施行当時他の法令で従前の音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律やその規定を引用している場合に、この法中それに該当する規定がある時には従前の規定に代わりにこの法またはこの法の該当条項を引用したものとみなす。

附 則[2001.12.29]

この法は公布後3月が経過した日から施行する。

附 則[2004.01.29]

①(施行日) この法は公布後4月が経過した日から施行する。

②(等級分類に関する適用例) 第20条第2項の改正規定は、この法施行後最初に委員会にビデオ物の等級分類を申請する分から適用する。

③(行政制裁処分の承継に関する適用例) 第33条第4項の改正規定はこの法施行後営業者がその営業を閉業した後に同じ場所で同じ業種を営為する親族等から適用する。

附 則[2005.03.24]

①(施行日) この法は公布後3月が経過した日から施行する。

①(行政処分等に関する一般的な経過措置) この法の施行当時従前の規定による行政機関が行った処分は、この法の規定による行政機関が行った処分とみなし、従前の規定による行政機関に対して行った申請・申告その他の行為はこの法の規定による行政機関に対して行った申請・申告その他の行為とみなす。

附 則[2005.03.31]

(施行日) この法は公布後1年が経過した日から施行する。